

第26期火災予防審議会人命安全対策小部会(第2回)開催結果

1 日 時

令和6年1月15日(月) 13時00分から14時30分まで

2 場 所

本部庁舎 8階 特別会議室 (千代田区大手町1-3-5)

3 出席者(二重線:リモート参加)

(1) 委 員(敬称省略:五十音順)

大宮 喜文、重盛 政幸、高橋 明子、古川 容子、吉岡 英樹、水野 雅之 (計6名)

(2) 東京消防庁関係者

予防部参事、予防部副参事(予防技術担当)、予防対策担当係長、建築係長、消防設備係長、
係員2名 (計 7名)

4 議 事

- (1) 防災センター実態調査_経過報告
- (2) 関係者不在施設等実態調査_経過報告
- (3) 劇場等における客席基準のあり方に係る検討_経過報告
- (4) その他

5 資料一覧

- (1) 防災センター実態調査_経過報告資料1
- (2) 関係者不在施設等実態調査_経過報告資料2
- (3) 劇場等における客席等の基準のあり方に係る検討_経過報告資料3
- (4) 部会(第2回)議事概要.....参考資料1
- (5) 防災センターヒアリング内容.....参考資料2
- (6) 関係者不在施設等ヒアリング内容.....参考資料3
- (7) 関係者不在施設等レイアウト例参考資料4

6 議事速記録

【事務局】

それでは定刻になりましたので、ただいまから「火災予防審議会人命安全対策部会小部会(第2回)」を始めます。

初めに、議事1では「防災センター実態調査_経過報告について」、現在進めている防災センターのヒアリング調査についてこれまでの結果を報告します。

議事2では「関係者不在施設等実態調査_経過報告」。これまで関係者不在等の本部に対して行ったヒアリング調査の結果について報告します。

最後に議事3「劇場等における客席基準のあり方に係る検討_経過報告について」。昨年10月に実施した予備実験の結果及び1月25日に計画している本実験について報告します。

前回の部会・小部会で頂いたご意見等については、本日の説明に反映させているほか、参考資料に議事概要としてまとめています。

それでは、議事に入ります。議事の進行は議長にお願いします。よろしくお願いします。

【議長】

本日もよろしくお願いします。それでは、議事1、「防災センター実態調査_経過報告」ということで、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

議事1「防災センターの実態調査_経過報告」を説明します。

こちらのスライド1枚目、これまでの部会でも説明した資料ですので詳細な説明は省きます。前回の小部会で調査方法は誰が聞くのかというところで、業務を委託している場合、受託者にも聞いてくださいという意見を頂いております。今回のヒアリング調査は防災センターの運営を受託している実際に勤務している方も対象として話を聞いています。

こちらは2、3枚目「当庁に挙げられている要望例」、こちらも前回説明した資料です。今回、説明は省略します。

続いて、スライド4枚目「調査対象及び振分け案」、30対象に対してヒアリング調査を行うと前回報告しました。その中で、例えば事務所単独の属性のものが4、事務所や物販や飲食が複合しているものには2という黒字の数字でこちらのプランを示しました。

その黒い数字の隣に並んでいる赤い数字は12月22日時点でヒアリング調査に行った先の件数になります。黒字の隣に赤字がないものは、まだこれから調査に行く、現段階では未調査の属性です。

ここ方法になりますが、調査対象をどうやって抽出したのかというところです。実際に保守協会さんに防災センターの評価を申請し、評価を受けた防火対象物をリストとして頂き、そこから先ほどの属性の振分け案に基づいて30対象を選びにかかりました。

ヒアリング方法は、調査員が現地へ出向、調査対象の関係者に対面しヒアリングを行いました。ヒアリング対象は、防災センターに勤務する人、もしくは防火対象物関係者に対してヒアリングを行いました。

原則、上記両者に対してヒアリングを行っていますが、場合によっては勤務員がいらっしゃらない、同席ができなかったというところが何件ありました。

また、前回頂いた意見で、関係者と勤務員が同席していると話しにくい内容があるのではないか、できたら分けたほうがいいのか、という意見も頂いていましたが、今回のヒアリング調査においては原則同席した形でのヒアリング結果となっております。

次に、こちらも前回示したものです。調査内容を項目出ししました。実際にこの項目出しに基づいて、どういうふうに聞いたかというのは参考資料2のとおりとなっておりますが、お時間の都合上詳細な説明は割愛します。

ここからヒアリングして得られた内容の概要の説明です。

防災センターの運営管理体制については以下の4パターンに分類されました。

まず、防災センターの運営をお願いする側はどんな立場の人なのかというところで、こちらは2通りに分かれています。建物所有者、または所有法人、管理組合といった方々が右側の防災センターの人に直接頼むのか、あるいは運営管理を委託するビル運営管理会社といったものを間に挟んでから防災センターの運営をお願いするのか。左側は主に2パターン見受けられました。

右側は誰が受託したか、というパターンではなくて、防災センターに関わる業務がどう運営されているかというタイプ分けになります。

まず、上のほうです。防災センターの中に警備及び防災部門を担当する係員とビルメンテナンスに関わる部門と防災部門を兼務する者。この両者が同じ部屋で勤務するパターンが1つ多く見受けられました。同数ぐらいで防災センターとビルの保守管理を行う部署が完全に独立している、違う部屋で勤務している。防災センターのほうには警備プラス防災部門を担う人が勤務している。ビルメンのほうは、この下のパターンではビルメン部門しかやらないといった大きく2つに分けることができました。左の2掛ける右の2ということで4パターン分類した結果、14対象いったところですが、ここに書いてある数字のとおり

の振分けを確認することができました。

次に、メンテナンスについては、保守管理は誰がやっているのかというところで、防火対象物のビルメン部門が担当しているのか、それとも全く第三者の設備業者に委託しているのかというところになります。

次に、勤務員の立入り権限ですが、自動火災報知設備が発報したといった非常時に立ち入れる場所に制限がかかっているのか、かかっていないのかを調査した内容です。原則、テナント入居時の賃貸借契約のときに取り交わし等を交わして原則どこでも入れるようにはしているのですが、今回の調査の中で例外が2つほどございました。

1個は共同住宅の専有部分です。こちらは共同住宅だったということで24時間コンシェルジュが常駐している共同住宅でした。その場合、防災センターの勤務員の方、共同住宅に立ち入るにはコンシェルジュ職員と同行した上でしか入れないといった状況です。

例外2です。こちらは百貨店にある宝飾品等を取り扱う店舗で、防災センターの警備員のほかに宝飾品等を扱う店舗側で独自に契約した警備会社さんを帯同しないと中に入ることができないといった例外を見て取ることができました。

次にスライド9枚目。勤務員の勤務態勢はどういうことになっているのかというご意見だったのですが、基本的に日勤・夜勤・24時間勤務の3体制を組み合わせる勤務員を賄っていらっしゃる。

そのほか、防災センター評価上必要とされる人数を評価で出していただくのですが、防災センター内、または勤務員が行う業務に対応するため、実際は評価で同室された人数より増強した人数が防災センターで勤務している実態が多かったことが分かりました。

続いて、勤務する人の属性についてですが、大きく3つのパターンに分けることができました。さっきの2～3枚前のスライドでお示しましたが、警備兼防災担当と施設兼防災担当が勤務している場合と警備プラス防災担当のみの場合と、パターン3、これは極めてレアなケースだったのですが、警備だけする人、防災担当だけする人、あとはビルメンする人と別れているぜいたくな仕様のところが1件ございました。

勤務する人の雇用形態です。おおむね、正社員の方が多かったという内容です。

次に、こちらは事務局で危惧していた内容ですが、防災センター要員の高齢化が進んでいるという予測を立てておりましたが、今回のヒアリングの結果では、予想に反する答えが出てきました。40代の方がボリュームゾーンとして、10代、20代、続いて50代、30代、かなり若い方たちが防災センターで勤務されている状況が見て取れました。

なぜ予想に反したかというところですが、今回防災センターのヒアリングをお願いして受託していただいた時点でかなり自分の体制に自信があるところなのかな。または、ヒアリングに行っている結果ですが、大手の名の知れた警備会社とかが担当しており、かなり状態のよい防災センターにヒアリングに我々行けていたのかなという状況でございます。

次に、こちらは防災センターの中で行われている、または防災センターの勤務員が行っている業務ということで聞き取った内容を書き起こしました。入館者受付業務、来場者案内、警備業務、あと、施設附属設備の目視点検、設備の修繕計画・立案・施工立会。または、施設内テナントからの問合せ対応、遺失物とか設備の故障等対応になります。そのほか、自衛消防訓練等の施設内業務調整となっております。具体的な事例についてはここに書いてあるとおりです。

防災センター、防災に関する業務に専用の人とすることになっているのですが、実際は防犯に関する業務、ビルメンに関わる業務、来館者対応の業務が多数日常的に行われている現状が見て取れました。

実際のところ、この業務についてどうなっているのかというところですが、業務委託時の契約で既にここに書かれている業務はやってくださいということを契約で定められているといった状況が見て取れました。

今後これ以上の業務を防災センターにやってほしいか、やれるか、というところですが、お願いする側、

委託者側は現行業務で十分やってくれているというお話。受ける側、実際に勤務する人はどうだったか。これ以上はパンクしてしまいます、困難です、といったヒアリングでした。

そのほか、防災センター勤務に必要とされる資格になります。自衛消防技術認定証、防災センター要員講習修了ということで、おおむね8割満たしていて、常にこれらの資格を有するものはセンターで勤務できている、その状態をキープできているということが確認できました。

そのほか、防災センターに設置されている便利なツールにどんなものがあるかというところですが、思っている以上に進んでいない状況でした。ここに書かれているような一覧です。カメラ等については画像認識等の最新技術が入っているかどうか期待していたところですが、検討はしていますが、まだ周囲の出方を伺っています、というところで動体検知、顔認証等が入っている防災センターはまだありませんでした。

そのほか、遠隔監視に対する意見です。防災センターの少人数化というところで敷地外の監視場所から防災センターを見て人を減らせないかというところですが、肯定的な意見と否定的な意見のほうに混在しておりました。

こちらは3都市の消防局のヒアリングということで防災センターの遠隔監視を認めていますかというところですが、横浜、千葉、さいたまについては遠隔監視を認めている状況がありましたが、皆様、認めてはいるものの事案はないという話です。

こちらのほうは省略します。

今回のヒアリング調査を経て事務局で課題ではないかと考えている、声が大きかったところをまとめてさせていただきました。このページ以降に生の声がありますが、そちらは説明を省略しますので、こちらで概要をまとめたものを説明します。

今はスライド19です。将来的に人材不足ということで、センター運営を委託した警備会社から多かった課題。新入社員に若手が少ない、高齢者が多い。そもそも募集をかけても人が集まらない。既に顕在化している人材不足というところで現場に配置されている人員がギリギリ、休みが取れない。全社的に人手が不足、違う現場でも人員が少ない、応援をかけてもなかなか来てくれないという状況です。

あと、センター内で行われている各業務がビル運営上必須で切り分けが困難。防災だけに特化することが少し難しいのではないかとのお話。

次、センター内で行われている各業務の機械化等による省力化、効率化が困難。

また、防犯カメラの設置・機能強化等のお金がかかるという話。

また、これは私が惜しかったところですが、センター内で行われている業務、機械等によって自動化もしくは半自動化が行われる業務にアイデアがあるか聞いたのですが、有効回答は得られませんでした。少なかったです。

また、重要なところ、実際に人に接触する業務が重要かつ頻度が高い。これは前のページで説明は省略しましたが、救急事案等が共同住宅では極めて多いということが聞き取れました。

そのほか、センターに必要とされる人員、建物の利用状況に応じた柔軟な変動の要望。コロナ禍で防災センターに勤務している人がビルにいる人より多かったということがあるとおっしゃっていました。

そのほか、非常放送の自火報連動の扱いです。ブロック鳴動、第一報から最大10分間の猶予時間等はあるものの、果たして本当に広大なビル全部に対して放送をかける必要があるのかという声を頂きました。

あと、防火対象物に入居しているテナントの関係です。自衛消防訓練等に対する理解がないテナントが一定数いる。あと、先ほどの遠隔監視は説明を省略しましたが、非常時に対応する勤務員の負担が増すのではないかと。遠隔監視が導入されると複数の建物への理解を深めながらも日常業務を兼務しなければならない、大変なのではないかという声が聞き取れました。

そのほか、今後のヒアリングの方向性です。調査対象の属性の拡大ということで、大学など1つの敷地

内で幾つもの建物を見ている、正確には遠隔監視ではないですが、同一敷地内で防災センターを幾つも擁しているような建物では実際にどう扱っているのかというところを見ていけば面白い回答が得られるのではないかと考えています。

そのほか、実際に火災を体験した防災センターへのヒアリングをかけて、実際に有効に活用したのかどうか、どのように活動したのかについて聞いていきたいと思っています。

スライド21以降は実際に生で得られたヒアリングの内容となっていきます。できる限り、お話しいただいた方の言葉をあまり崩さずに載せておりますので、お時間があるときに見ていただけたらと思っています。

以上で議事1についての説明を終わります。

ここでご意見を頂きたいところは、まず、事務局としてこちらのスライド19、20にある課題・要望をまとめました。それについてはまず、ほかにも課題・要望があるのではないかとということ。この中には、火災予防審議会でも取り扱うべきではないことが明らかな課題も含まれていると思います。そこら辺のフィルタリングをかけていただきたいということと、あと、資料の事前展開時にお願いしましたが、参考資料2のヒアリングシートの問い方についてもご意見がございましたら、頂きたいと思います。説明が長くなりましたが、以上で私からの説明は終了します。よろしくお願いします。

【議長】

どうもありがとうございます。ただいま、資料1についての説明がありましたが、何かご質問、コメント等、ございますでしょうか。

【委員】

まず大変貴重なご説明ありがとうございました。大変貴重な知見かと思えます。その上で幾つか質問がございます。

まず1つ目、おっしゃっていただいところですが、調査対象の抜けがないかというところをお聞きしたくて。当然認識はされていらっしゃるのによく伝わってきたのですが、今回の調査対象というのは月並みな言葉で申しますと、よいところが比較的全部回答されている状況です。ですから、荒っぽい言い方をすると、悪いところと言いますか、状態が悪いところこそ実はより調査対象にしないといけないのではないかとこのところがあります。そこら辺は今後どう工夫していけばいいかということが1点目です。

2点目は人材不足で若手の方々が集まらないというところは非常に重要ですが、火災予防審議会でも扱うべきかどうかというところは当然あるのですけれども、結果的に若手が集まらなと、こういったいざといったときに高齢者のみが防災センター等にいらっしゃる、どこまで役に立つかと。高齢者の有効活用といいますか、それは非常に重要なところですが、どのように若手の方々に積極的に参加していただけるかというところの工夫、どのようなアイデアがありますでしょうかという、この2点ほど質問させていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

【事務局】

まず、1点目の状態の悪いところに対する調査をどのように行うかというところですが、一旦このおおむね30対象、委託調査というところで民間の調査会社を通してやっています。これはこれで一回完結させていただいて、それとはまた別に本年度内に解決、終結できるかどうかは分かりませんが、事務局で独自にというか、状態が悪い、でもお話を聞いてあげてもいいという対象物を見つけられるかどうかというところが一番の課題になりますが、事務局でもそういったところの調査の必要性は感じていますので、可能な限り拾っていき、調査は行わなければならないと感じているところでございます。

2点目の高齢者が多いかもしれない防災センターについてですが、まず、さっき言った調査を通じて、そういった対象物を実際に見つけて、その警備会社に受託している防災センターの運営会社さんがどのような方針をまず考えていらっしゃるのか。この警備会社で既に何かしらの対策、お話を聞いて現実性のあるような対策を講じられているのではあれば問題はないかと思えます。その中で今後もし有効な対策

をまだ講じられていない場合、どのように防災センターの防火安全性を保つかというところについて検討はしていかなければいけないと思いますが、それをどうやって具体的にカバーするのか、担保するのかというところについては考案する時間を頂きたいと思います。

【委員】

承知しました。大変よろしいかと思います。念のためですが、2点目の若手及びご高齢者の件で各警備会社の方針に関しては既にヒアリングはされているのですか。

【事務局】

警備会社へのヒアリングは次にやる無人施設も併せて今後聞いていこうかなというのは思っています。今後の報告でその辺は報告させていただいて、今回はあくまでビル側にいる業者の方だけにお話をお聞きしているところです。

【委員】

承知いたしました。ぜひ引き続きよろしくお願いします。

【事務局】

確かに我々ももうちょっと調査したら年配の方が多いのかなと肌感的に我々は考え合って現場に行つて、その防災センターの人を見ると、結構肌感的にご高齢の方が多いか。統計を取っているわけではないのですが、現場ではそういうのは大変多く見受けていたのですが、今回の調査では受けてくれたのが大手だったので、皆さん若い人が。「うちはまだ入っているよ。でも、人づてに聞くと、ほかの業者さんは人が集まってないようです」という話はちらほら、このヒアリングには乗ってこないのですが、そういう話もされてはいたので、我々は工夫して、そういう若い方が入ってこられないところ、大手ではないビルの防災センターに調査していければと考えておりますので今後頑張ってまいります。

【委員】

ぜひよろしくお願いします。

【議長】

ありがとうございます。ほかに何かございますか。

【委員】

参考資料2のヒアリングの内容について、資格の保持状況とか再講習の話は入っていますが、建物での自衛消防訓練の話がどんなふうに行われているのかというところを聞かれてはどうかと。多分訓練の実態が実火災時の行動の内容になってくるので、どういう関係でテナントと連携しているのかというところが見えてくるのかなと思いました。

防災センター評価でやっている駆けつけ時間を建物竣工時の第1回目の立会のときには本当に目標よりも短い時間でできるかというのをできるまでやるという話がありましたけれども、その後、運営していく中でどういった訓練の実態があるのかをお聞きいただければなと思いました。

以上です。

【庁内関係者】

補足です。この資料の中で防災センター評価上算定されている人数がビルにいたと書いてあるのですが、これはあくまで日中の話で、夜間になると、いないビルもあるというところは少しありました。計算上は夜間対応で計算していますが、一般的なビル側の認識としては本来防災センターの人数というのは夜間自衛消防隊もいなくて防災センターの人たちだけで頑張らないといけないという人数で設定されていますが、ビル側の認識として夜間は人が少ないから少なめになっているというので、日中は評価の人数を足るように頑張っているという、認識の違いも見受けることはできました。

【議長】

よろしいですか。ほかに何かありますか。

私のほうから宜しいでしょうか。7枚目に運営管理体制の説明がありますが、警備と防災部門、あるいは

ビルメンテナンスのそれぞれの定義について補足いただけますでしょうか。また、説明の図の中の施設数を計算すると14になりますが、今回調査対象は30件で2件の回答がないとのことであったかと思いますが、数の整合は宜しいでしょうか。

【庁内関係者】

30件を本年度中にクリアする。今ここに挙げさせていただいているのは、12月22日、去年末で14対象まで終わったところを整理した中間経過となります。

【議長】

28対象は終わっているけれども、そのうち14対象が現時点で整理が終わっているということですね。

【議長】

聞きに行けているところはまだ17件で、年末の14対象を挙げさせていただいています。

【議長】

12月22日の時点の集計結果であると理解しました。

【事務局】

12月22日で14施設のヒアリングが終わっています。その内容が先ほどの7枚目のスライドです。

【議長】

要するにこの14件を、2、4、5、3という形で分けていますが、これを数字の分け方の定義を明確にしておくことが必要であると思います。

【事務局】

こちらの定義ですが、まず「防災センター」という部屋の中に警備、防災、あと、ビルメンテナンスの3つの仕事を行っているかどうかがまず上です。その中でヒアリングをしていく中でもう1つのパターンとして防災センターの中で警備と防災の仕事を行っている人とビルメンだけの仕事を行っている人、部屋が分かれてしまっているというパターンというのが下の絵になります。

実際にはどんな人が担っているのかというところですが、黄色の警備プラス防災部門と関わっているところは、いわゆる警備会社、何とか警備と呼ばれる人たちが警備の任務を受けつつ、同時に防災センターの対応、防災のところも受けているという話です。

「ビルメン」というのは何とかファシリティーズサービスとか、何とか設備というところでビルの中のエレベーターとか空調とか、そういったビルの保守管理を行っていただいている会社の人たちになります。その契約の中で防災センターのお仕事も一緒に受けていただいているのが今のこの「ビルメン＋防災部門」、上のパターンになります。

下のパターンだと、ビルメン部屋だけきれいに分かれてしまっている場合は今のところ、防災センターの初動対応、例えば消火器を持って駆けつけとか、そういった仕事は契約に入っていない。あくまでお仕事はビルの保全、修繕、保守管理といった内容となっています。ビルの防火安全性を保つにはまず防災に関わる仕事と設備の保守管理は切り分けられないところなので、そういった整理にさせていただきました。

防災センターとは切っても切れない業務ということで警備が必ず付随してきている状況。その警備の仕事はいわゆる警備員さんが担っているということは、この絵が示したいところになります。

【議長】

その定義をまとめて記載していただくとよろしいと思います。

12枚目にございますけれども、防災センター勤務に必要なとされる資格の状況で、東京都内ということですが、自衛消防技術認定証、あるいは防災センター要員講習修了者ということですが、その資格がある方はほぼ防災部門ではないかと想像しています。いろいろ考えられての定義かと思いますが、明確になるほうが宜しいかと思いますが、よろしくお願いします。

【事務局】

この関係は一回整理させてください。

【議長】

ほかに何か。よろしいですか。

それでは、続きまして、議事の2つ目になります。「関係者不在施設等実態調査__経過報告について」についてご説明をお願いします。

【事務局】

続きまして議事2「関係者不在施設等実態調査について」を報告します。こちらの資料のつくり方は先ほどとほぼ同様の形となっています。

スライド1枚目に入りたいと思います。調査の目的は前回ご提示しておりますが、関係者不在施設の実態把握と防火管理上の課題を抽出したいというところです。

どんな調査ということでインターネットによる店舗調査、施設を管理する運営母体のヒアリング調査。今日の報告内容はここの赤字の部分になります。消防計画の内容の確認はこれ以降の話となっていますので、今回はこの赤字の部分について報告します。

ヒアリング対象とする運営本部の事例ということで、前回お示しさせていただきました。変更点といたしましては、これだけ計画していますというところですが、赤字の部分です。シェアオフィス・貸会議室、シミュレーションゴルフ、ホテル、貸倉庫等についてはまだヒアリングができていませんという内容です。ですので、今日の報告はスポーツジム、ネットカフェ、その他・無人書店について報告します。

調査項目です。関係者不在施設等概要ということで、運営母体、施設名、所在等々と書いています。店舗構造、前回の小部会のときにご意見として出入口の数、位置等、個室等というところで調査してほしいというご依頼を頂いていますが、今回は申し訳ありません、本部へのヒアリングが主となっていて、参考資料程度の数しかそろっていません。ですので、赤字で調査途上ということで報告しています。

今回調べたのが運営管理方法、防火管理体制、防火管理業務を遂行する上での課題、実効性のある防火管理に向けた当庁への要望というところでお話を聞かせていただきました。これについてもちょっと欠けておりますが、事務局で直接運営本部にアポイントを取って、事業者の防災担当の方と顔を合わせていただいております。

まず、防火管理上の防火安全性の話に入る前に、関係者不在施設等の現在の動向がどういう動きなのかということもお話を聞かせていただきました。この中で「トレーニングジム」と「スポーツジム」のところで、事前にこういった概念で事務局が使い分けているか説明します。

「トレーニングジム」については、いわゆるマシンジム、筋トレするための機械が置いてあったり、ダンベル等が置いてあったりというマシンが置いてあるトレーニングジム。固有名詞で申し訳ないですが、ゴールドジムといった筋肉を鍛えるためのジムという概念で捉えていただければ幸いです。

「総合型スポーツジム」というのは、マシンジムのほかにプールがあって、スカッシュをするコートがあったり、ヨガやダンスをするようなスタジオがあったりといういろいろな設備が入った大きい総合型スポーツジムといったニュアンスで「トレーニングジム」と「総合型スポーツジム」を使い分けさせていただいています。それだけ事前にご了解をお願いします。

24時間営業のトレーニングジムの今後の動向ですが、輸入モデルを展開した先行事例が根づきました。また、コロナ禍の際、国内のフィットネス市場が拡大して、一定の需要が見込まれています。いろいろな施設・設備が必要になる総合型スポーツジムと比較して初期投資が少ないので、現在進行形で様々な事業者が立ち上がっている模様です。その中で日中の間は従業員さんがいるタイプ、夜間はいないというタイプと日中夜間問わず従業員が基本的にはいない、そういったタイプに分かれていることが分かりました。

続いて、総合型スポーツジムです。24時間営業トレーニングジムの拡大普及によって同業他社との競争、また、既存会員から夜間もやってほしいという要望があるということで夜間営業を余儀なくされていますというところでした。今後も入居しているテナントなどの制限があれば24時間営業はできないので

すが、入っているビルがオーケーしてくれるのであれば夜間営業は広げていかなければいけないのかな、でも、夜間の営業については従業員を配置しない無人営業しかコストとかいろいろ考えて手段がないといった現状です。

次にインターネットカフェですが、人手不足、賃金を上げても、アルバイト募集をかけても人が集まらないということが深刻化しています。人手が足りない中、事業を継続するための手段として無人化・省人化のシステムを検討。一部店舗では夜間従業員不在の施設が出現しているということで、本音としては、人がいる状況で運営はしたいけれども、どうしても田舎とかにいつてしまうと人が集まらない。事業をするためには無人システムをつくらなければいけないのか、使わなければいけないのかといったお話でした。

物販。今回は本屋さん2事業者に対してヒアリングをしたのですが、本を取り扱うインターネット書店等に押されて町なかの書店が減少しています。書店事業を継続する方法として、今回卸売事業者さんが無人システムの提案を構築して販売していきたいと考えているそうです。現在、実証実験の段階です。

今、次の2タイプを確認しています。24時間営業、日中は従業員がいます。深夜は従業員がいませんというタイプと、日中の間のみ従業員が不在で営業しています。ただし、営業開始の1時間から2時間のみ開店準備のため、従業員が来店している。そういった2つのタイプに分かれています。

今回もう1つ調べたのが無人喫煙所です。都内23区12区で公衆喫煙所に関する設置の費用を一部補助する制度があります。補助金制度を設けている区に対して事業を展開しているというお話で、営業時間としては24時間ではなく、朝からビルで働いている人たちが帰ると思しき時間帯まで営業している実態です。こちらは補助金ありきの事業というところで補助金が出るならば広げていく、出ないところには広げないといったスタンスということが分かりました。

続いて、こちらからイラストが幾つか並んでおります。全て説明していると時間がなくなってしまうので、幾つか割愛しながら説明します。

まず、スライド6枚目です。こちらは24時間営業、ずっと従業員がいないトレーニングジムの防火管理体制はどのようなものをしているのかというところですが、本社、灰色の四角です。こちらは防火管理者を専任しております。エリアマネージャー的な立場の人が選ばれることが多いようです。この人が24時間ジムに対して週数回見回りに行くほか、何かあれば駆けつけ対応をすることとなっています。

こちらはどのように警戒監視しているかというところですが、まず、警備会社と契約しています。警備会社のほか、監視カメラ事業者と契約していて、監視カメラでもって施設内の監視を行っています。その際にカメラに動体検知を導入していて、長時間動きのない人型を検知することによって、例えば倒れた人とかが長時間動きがなければ異常事態があったということでアラートを鳴らして、警備会社に通報・駆けつけをさせるなり、防火管理者、駆けつけ対応の人に連絡して現場に駆けつけさせる、このような対応をとっています。

そのほか、店舗内で有事が起きた際、利用者へのアナウンスですが、利用者に対して火災等が発生すれば119番通報を行う、自ら避難する、可能な範囲で消火器による初期消火を行ってくださいというところを店内に掲示して利用者の方へアナウンスしている。こういった形で防火管理体制を構築している状況です。

次のスライドは先ほど説明したものと同じブランド、いわゆるノットグッドバージョン、あまりよくないパターンと言っているのでしょうか。何が違うのかといいますと、警備会社との契約がない状況です。こちらでは何か事が起これば、監視カメラ業者から防火管理者、または即応対応従業員に連絡が行って、こちらの方が駆けつけて初めて建物側関係者による対応が可能な体制が構築されているというところでございます。

こちらのほうで火災事例があるかないかを聞いたのですが、1件だけ全国であったということで、事例としてはエステマシンから出火してしまいました。マシン利用者とは別の会員が通報、初期消火で対応。ただ、事の顛末として、こちらの店舗関係者の駆けつけが火災当日ではなく翌日になったということで、事

案のあった地元当局からお叱りを受けたとおっしゃっていました。

次に行きます。こちらは総合型スポーツジムの防火管理体制ということでどのような構築をしているかということです。総合型スポーツジムは日中間も広い面積を展開して営業されています。通常警備会社と契約しているということで、それをそのまま夜間の防火管理体制にも流用しているという状況です。

火災事例等について何かあるかと伺いたのですが、火災事例はないけれども、老衰とかけんかとか救急で呼ばれて警備員が駆けつけて対応したことがあるというお話は聞いています。

スポーツジムは飛ばします。

スライド11ページになります。こちらは24時間営業の日中従業員在席、夜間従業員不在の書店の防火管理体制となっています。

こちらは正直に、非常時の体制について消防計画についてはまだ定めておりませんという対応でした。卸売が本屋へシステムを売ることを考えているのですが、そのシステムの中に防火管理体制の構築は入っていませんでした。入店システム、あと、精算システムをパッケージで販売することで消防計画、防火管理体制の構築等についてはパッケージに入っておらず、店舗に任せてしまうという体制です。

もう一方の7時から20時営業のほうです。こちらのシステムについては入店システム、精算システム、監視システム、監視警戒システムのことで、これらをパッケージで販売しようというところで、さっきの店舗に比べて警備会社より監視警戒を入れているという視点で、防火管理体制としては1枚上手なのかなと感じています。

次に一番よかったかなと思うところが14ページ目になります。インターネットカフェでの防火管理体制になります。こちらは警備会社による対応はとっているのですが、それ以外に無人店舗周辺にある店舗、大きなグループですので、幾つか固まってインターネットカフェを展開していて、その周辺店舗が近くにあるという前提です。火災等が発見されれば本部に連絡が入って、その統括本部から周辺店舗の店員に対して現場に駆けつけて対応してくださいというお願いをしている。その際にホットラインが設定できる店員用のヘッドセットを着けて初動対応に行けるようにしているような状況。そのほか、無人施設を専門に巡回する巡回専門員のような役職の方を設けて周辺店舗を巡回させていますので、こちらの方も近距離にいらっしゃるということで連絡をして店舗に駆けつけ対応をするという対応をとっていらっしゃいます。

こちらでは火災事例が都内で1件ございました。お客さんが電子レンジを誤って使用して煙が出たということです。ほかの利用客が119番通報をしたときに駆けつけたこちらの巡回員が消防対応をした。比較的早くいらっしゃったという体制でございます。

こちらは事務局で抽出した課題・要望になります。そもそも従業員不在を想定防火管理体制のベースがないのではないのかということです。

続いて、従業員不在を想定した消防計画の作成が困難です。関係者不在施設用の消防計画の作成例が準備できていないという実情がございします。

続いて、従業員不在時の火災に対する初期対応者の設定についてということで、施設利用者へのアナウンス方法。今まで多かったのが店内に掲示するほか、契約時に説明する。あと、アプリ内のご案内もあるのかなとおっしゃっていました。

続いて、感知器発報や緊急ボタン等による離れた場所からの駆けつけということで店舗関係者、建物関係者、近隣のグループ店舗、従業員、警備会社というところが候補として挙がっています。そこから駆けつけにおおむねどれぐらいかかるのかということ、1件極めて遅れた事例があったので、こちらが課題になるかと思っています。あと、そもそも設定していない施設について、果たしていかなものかということです。

ただ、次のコストのお話となりますが、駆けつけ対応ができる人を設定するのについてもお金がかかる話なのかなと思っています。

監視警戒環境の整備コストです。監視カメラの設置、警備会社等の契約については当然お金がかかる

話。

そのほか、防火管理者にアルバイト等の実質権限を有しない者を選任している実態。むしろ正社員が足りなくて選任せざるを得ない実態といえますか、そういったところがあると思います。

最終的には防火管理者の選任届出、消防計画の作成届出の義務が生じない施設への対応。ロードサイド等に1店舗でポツンと立っているような店舗です。消防法8条の義務がかからないところですが、無人施設というところで何かしらの対応は必要なのか。ロードサイド等ですぐ逃げられるから、そこまでうるさくする必要もないのか、といったところについても考えていかなければいけないのかなと思っています。

これ以降についてはヒアリングを得られた生の声となっていますので、お時間のあるときに読んでいただければと思います。

以上で議事2の説明を終了します。こちらについても事務局でまとめた課題・要望について、あと、ヒアリングシートについてご意見を賜れればと思います。よろしくお願いします。

【議長】

どうもありがとうございます。ただいまの資料2について何かご質問、コメントございますでしょうか。

【委員】

まず、貴重なご説明、大変ありがとうございます。15枚目をお願いします。こちらで「従業員不在を想定した消防計画の作成が困難」、そして「作成例がない」ということですが、決して揚げ足を取ろうとしているわけではないのですが、これは「全くない」ということですか。あるいは、多少はあるのかで大分変わってくると思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

【庁内関係者】

消防計画の作成例というところで、東京消防庁のホームページで小規模施設用、中規模施設用、大規模施設用、あと共同住宅用ということで4つの例についてのお示しはできているのですが、いわゆる関係者不在施設、無人施設用の消防計画作成例というものについては提示できていないところでございます。消防計画の作成については、基本的に届け出ただけで方が任意の様式、任意の形で作っていただいてもよいことになっています。もちろん書かなければいけない内容は決まっていますが、その内容に基づいていればどんな書き方でもいいとなっています。ただし、何もない状態で作るのは困難だから作成例という形でお示しさせていただいているといった現況となっています。

【委員】

分かりました。状況は理解いたしました。ですから、ここら辺がもし整備されてくると、いい形で誘導できるといえるのでしょうか。分かりました。

あと、もう1点小さい質問になるのですが、スライド7に行ってくださいませ。確か、こちらで結果的に初期消火はできたのだけれども、店舗の関係者の方の駆けつけが遅れたということで、事例としては意外と重要な、何かヒントにこちらに隠れていると思うのですが、この駆けつけが遅れた背景は、うまく情報伝達がされなかったという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

お答えします。そもそも、まずこの店舗があった場所がいわゆる僻地というところで、防火管理者、面倒を見る方はいらっしゃるのですが、そもそも夜の話でしたので、居住地から離れているというところで都内の店舗や人が集合しているとは違う状況の地方のお話でございます。事が起きた店舗から防火管理、この担当の方が駆けつけるまでの手段がおそらくなかったということだと思います。

【委員】

要は足がなかったということですか。

【事務局】

酔っ払っていて車の運転ができなかったとか、そこまで突っ込んで聞いてはいないのですが、当日夜事

が起きた時に駆けつけることができなかった、翌日になってしまったという話です。

【委員】

情報伝達自体はされていたのですか。そこまでは分からないのですか。

【事務局】

事が起きてからどのタイミングで情報をもらったかまでは聞きそびれています。

【委員】

そのところをもし可能でしたら追加で調査していただければ、どこに一番の問題があったのか。今おっしゃったように足がなかったというのが大きいかもしれませんが、ただ、足がないとなると、そもそもそういう前提でよかったのかという話もあります。もちろん個別の事例を今どこまで掘り下げるかというところはこの審議会として考えるものではあるのですが、そこにもし何か一般化できるようなヒントが隠されている可能性もなくはないので、もし可能であればご調査いただければと思いますので、可能な範囲でお願いします。

【庁内関係者】

承知しました。

【委員】

ありがとうございます。

【議長】

ほかに何かございますでしょうか。

【委員】

店舗の中の個室等が仕切られているのか、天井までいかない、つい立てで構成されているものなのか。多分その形態の違いもあると思うので、その辺りは今お聞きになっているのですか。

【事務局】

それはこの後、各店舗の消防計画と、あと、図面の取寄せを行おうと思っているので。現在は上が空いているかどうかについては掘り下げていないです。

【委員】

引き続きよろしくお願いします。

【議長】

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ちなみに今回このヒアリングの対象となった店舗等については、いわゆる法律上、こういう営業をしているということでよろしかったでしょうか。

【事務局】

一応、大手の無人施設をやっているというところの運営本部にお伺いして、当然うちの持っているシステムで見ると、防火管理者なり消防計画というのが書類上出されていない店舗もあったり、なかったりという形ではあります。全部の店舗が出ているわけではないのですが。

基本的にはコンプライアンスをみんな重視しているので、可能な限り消防計画と防火管理者を消防に届けようとはしています。ただ、実態が伴っているかということ、お話を聞いている限りでは、あんまりという形です。

こちらに今いろいろなパターンを載せているのですが、これは防火管理体制という形で載せているのですが、基本的に防火管理を想定してはこういうフローをつくってなくて、防犯のためとか店舗運営のためのこのシステムが出来上がっていて、防火についてはおまけというか、それで説明してきているので。先ほど通報がなかったという火事があったものも恐らく読んだ話を総合して聞いていると、カメラは撮っているのですが、ずっと監視しているわけではなくて、翌朝見て、カメラでこういうのが映っていたら警察に通報するとか何かするらしいのです。その夜の間に何が起きているかというのは店舗に連絡が

来ないと分からない、本社に連絡が来ないと分からないという実態もあるみたいなので、法令上は満足している書面とは別に事実上満足しているかという、今回のヒアリングした限りではあまり実態上防火管理はそんなにみんな考えられていないというのが現状としてはありました。

【議長】

分かりました。ほか、よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

それでは、次の議事に移らせていただきます。議事3になりますけれども、「劇場等における客席基準のあり方に係る検討__経過報告」ということで資料のご説明をお願いします。

【庁内関係者】

こちらは私で説明させていただきたいと思います。お手元の資料3と番外ということで「第2回検討委員会 予備実験 別紙資料」というものを会場にはご用意しておりますので、そちらを併せて御覧ください。

資料3を説明させていただきたいのですが、まず、最後のページです。順番が全く逆になってしまって申し訳ないのですが、「検討スケジュール」ということで挙げています。

今回別で検討を進めさせていただいているところですが、10月21日に予備実験を行いました。その結果を受けて第2回の検討委員会で予備実験の結果の概要を説明して、本実験での方向性についてご審議いただいたところです。

本日はその後、こちらの火災予防審議会の小部会ではその予備実験の概要と本実験の方向性について報告させていただきたいと思っています。

再来週になりますか、1月25日にまた同じ場所での本実験を予定しております。こちらは事前にご案内させていただいていると思いますが、見学が可能となっておりますので、ご希望の方はまた別途お知らせいただければと思います。

1ページに戻ります。そもそも劇場の客席基準のあり方にかかる検討についての確認ですが、屋内のオールスタンディング形式については当庁としては法律ではなくて行政指導で対応しているというところ です。これを今回条例に規定化していくことができないだろうかということでご審議いただいているところが1つあります。

右側については、従前の客席についても特例の適応が非常に多い中で都度検討するという形があるものですから、それも一般化、特例基準化することができないかということで検討を進めているところです。

2ページ目は予備実験の概要になるのですが、こちらの説明は割愛させていただきたいと思います。

次のページに移っていただいて、モニター、被験者さんです、150名ご参加いただきまして、事業所の受託者の都合で女性が多い状況になってしまっています。こちら本実験に向けて改善は目指しているところですが、本実験もなかなか改善が難しいというところで進めているところです。

次のページに行きまして、今回の手すりの有無。オールスタンディングについては既存の指導基準が手すりを細かく設けるような指導基準になっておりますので、その手すりの有無について実験をしたところ です。御覧のような形で実験を進めさせていただいているものです。

次に行きまして、全部で11パターンの実験を行いました。一番右側に1回から11回と書いてあるのですが、11パターンのものを実験の目的ごとに7グループに分類して、それぞれ比較をしてきたところです。

この中で次のスライドになるのですが、Vグループの右側に「比較する部分」と書いてあるのですが、手すりの有無、既存の指導基準において示されているレイアウトを再現して、手すりがある場合とない場合で手すりの有効性等について検証しようということで1つ比較しているものを行いました。

こちらを映像で紹介させていただきたいと思います。左側は手すりがある場合、右側は手すりがない場合です。配置は全く同じです。御覧になって分かりますように、左のほうの手すりでもボトルネックという か、ネックになる部分があるので順々に進むような形になっています。右側が手すりとかそういったものがないので、一気に出口に向かっていくという結果になっています。

次のスライドに先に行きます。今の実験ですが、こういった形かといいますと、左側のほうが図面の下側に舞台があるようなイメージです。左側のほうに茶色ですか、こちらが手すりの設置の状況を示しています。右側はそれがないということで手すりがない状況を示しております。図面の右側に向かって避難をするという形でやっています。

結果として、避難時間については手すりがないほうが避難に要する時間が短かった。左側の手すりがある場合は72秒、右側の手すりがない場合は63秒ということで、避難の時間に関していうと、手すりがないほうが早く避難ができたという結果になっています。

そのほか、アンケートを実施しております。手すりの有無で避難のしやすさはどうだったかという左側の円グラフです。手すりがあるほうが避難しやすかったと書かれているのが33名。手すりのないほうが避難しやすかったというのがオレンジ、過半の人たち、約6割の方は手すりのないほうが避難しやすかったということで挙げられています。

ただ一方、右側の表になるのですが、他者との接触により自身の転倒の危険性を感じたかどうかというところでは3回目の手すりありの場合が17.1%の人。ない場合、下の方ですが、3割ぐらいの人が転倒の危険性を感じるということです。手すりについていうと、半数以上の人は手すりがないほうが避難しやすいとしている一方で、転倒の危険性については、ないほうが危険性を感じるということが見え受けられました。

次のパターンについて紹介します。Ⅶグループです。こちらは150人を1つのブロックから1か所の避難口に一気に避難するということを想定しています。密度を変更しています。1平米当たり3人、4人、5人と3つの比較をしているのですが、次の映像を御覧いただければと思います。左側が密度の薄い場合、1平米当たり3人、右側が5人。面積が違っているところ。人数は一緒です。御覧いただければと思います。

今は6秒、7秒、8秒となっているところですが、このくらいになってしまうと、滞留している部分というのはほぼ一緒のような状況になってきてしまっているのが御覧いただけるかなと思います。

結果として、次のスライドを見ていただければと思います。3人、4人、5人。1平米当たりの密度で避難に要する時間は63秒、真ん中が4人/m²ですが、61秒、62秒と大きな差は見られませんでした。避難のしやすさにはアンケートでもこちらのほうを見ていただくと、赤いところ、「差を感じなかった」という方が38%いらっしゃるのですが、密度が少ないほうが避難しやすかったという傾向は見られています。

もう1つ、右側ですが、避難のしやすさとは別に自身の転倒の危険性についてのヒアリングに関しては密度が濃いと半数近くの人が転倒の危険性を感じたということで、ほかの自由記載のほうでは「まず一歩目が動けない」というのが、どうも避難に危険を感じたという方がいらっしゃるのかなということが見てとれました。

ここで別冊の35ページを見ていただけたらと思います。このページだけを画面にも掲示します。こちらがモニターさんの場所によって9分割させていただいたものになります。

右下に※印で書いてあるのですが、避難の危険性を「感じた」もしくは「少し感じた」と答えた人の割合を示しております。色が薄いもののほうが危険性を感じた割合が少なく、色が濃いほうが危険性を感じた割合が高いというものになります。総じて言えることとしては、出口の近くの方々は9つの中でおおむね1～2番に避難の危険性を感じた割合が少ないという傾向があります。外周部の方々は後ろから押されることがないということからだと思うのですが、避難の危険性を感じる方が少ないという傾向があります。中ほどの方々が危険性を感じる割合が高いのかなという傾向が出ております。

こういう傾向が出ているのですが、今回は手すりの有無であるといったことを確認しているので、直接これをどう基準に落とし込むかということではないのですが、なかなかいい結果が出たので紹介させていただきました。

スライドに戻ります。総じてですが、まとめたところにはなるのですが、まず、手すりの有効性について。スライドの12ページになります。こちらはいろいろなパターンで比較しているのですが、手すりの有

効性について質問をしているものです。赤いところが、手すりがあってもなくても「特に影響はないと感じた」方々で、6割から7割の方々がそういう回答をしていただいています。一方、「安全に避難するために有効だと感じた」方も2割程度。逆に「避難の障害になると感じた」方も2割程度いらっしゃるという結果が出ています。

その次から3枚ほど自由記述の部分があるのですが、こちらはいろいろなご意見が出ていますが、ここでは詳細な説明は割愛させていただきたいと思います。

特に3枚目、スライド15ページのところで、我々も想定はしていたのですが、中ほどの「実際の緊急時のほうがパニック状態になるのではないか」という方が5分の1ご指摘されています。それはそのとおりかなと思うのですが、なかなかこれを実験に反映させるのは難しいところかなというところで、実験の中で、冒頭でも説明されていますが、慌てずに速やかに避難することを繰り返し説明させていただくことでこの対応としていきたいと考えています。

次のスライドになるのですが、予備実験の結果を総じて、これまでの繰り返しの言葉にもなるのですが、実験パターンにもよるのですが、6～7割の人が手すりの有効性について特に影響がないと感じているということ。それから、半数以上の人は手すりのないほうが避難しやすいと感じていること。一方で手すりの設置の仕方にもよるのですが、手すりのない場合のほうが転倒の危険性を感じるという方が多くなる傾向があるということが分かりました。

それともう1つ、密度が高い場合。1平米当たり5人の避難の場合には約半分の人が転倒の危険を感じていることが分かりました。

一方で避難時間に関しては、こちらは資料ではなくて、別冊資料の20ページになります。大体60秒から70秒という形で、手すりのあるほうが避難時間は長くなる傾向はあるのですが、大体同じような時間で避難できているのかなと、結果として示されております。手すりのないほうは避難時間が短くなる傾向があるというところはあります。

これらを踏まえて新基準の方向性を検討しつつ、本実験でどういったことをするかという形で検討を進めています。

新基準の方向性としてこの予備実験の結果から、1つ目としては、現行指導基準のような細かい小さいブロックは必要ないのではないかということが1つ。

今回実験した150人が5人／㎡という密度が高いところは除くのですが、150人が1の出入口から避難するということは許容できるのではないかと考えています。

250人以下で1ブロックの上限を検討していいだろうかということで事務局として提案させていただきました。150人以上で250人までの何人とするかということについて本実験で検証を進めたいと考えています。

なぜ250人かということですが、東京都の建築安全条例において、出入口の数が2場合、これはブロックではなくて、1つの室をイメージしていただきたいのですが、出入口の数が2つの場合は、その上限として250人ということが安全条例上劇場の基準として定められております。その1つの室の上限を、1つのブロックの上限として検証していったらどうかということで提案させていただいています。

複数のブロックがあるような場合は1つのブロックごとに手すりの設置を求めていくということ。

通路の幅員の基準は固定の客席に基準がありますので、そちらのほうを準用していくという方向性として提案させていただいています。

これらについて今後の本実験の計画を説明します。

こちらの概要は、ほぼ予備実験と一緒にですが、1月25日の13時から同じ場所で開催する予定にしております。

実験パターンは今回説明割愛させていただいているのですが、全部で14パターンを検討しております。本実験では250人の実験を予定しております。

説明の都合上、実験計画として4つの種類でグループを分けているのですが、1つ目のことだけを説明させていただけばと思っています。

まず、150人の人数についてまずは実験をしたいと考えています。3人／㎡から5人／㎡までそれぞれやらせていただいて、続いて200人、250人と。200人、250人については、高い密度の場合は150人の段階でちょっと危険性を感じる人が多いということで5人／㎡はなかなか認めがたいのではないかとということで、御覧の7パターンについて本実験をしていく予定です。

出入口の幅員は人数に応じて広くしておりますので、避難計算上は想定避難時間が一律の83秒になることで想定しています。

そのほか、今後の火災避難シミュレーションの反映であるとか、特例基準の策定のためにそのほかの7パターンほどの実験を予定していますが、今回は説明を省略させていただきたいと思います。

説明は以上になります。

【議長】

どうもありがとうございました。ただいまのご説明に対して何かご質問、コメント等ございますか。

【委員】

短い質問を2ほどに絞ってさせていただきます。

1つ目は手すりに関して、お示しくございましたとおり、アンケートの結果で、いわゆる相反することをおっしゃっている方々が、プラス側に捉えていらっしゃる方とマイナスに捉えていらっしゃる方といらっしゃるのですが、手すりの有効性について、今後どのようなお考えで進めていかれる方向かをお伺いしたいのが1点目です。

2点目ですが、予備実験の被験者さんたちの性別の分布があまりにも女性に偏っていたと記憶しています。もし女性のほうが多くいらっしゃることで自体に問題はなくて、完全な意味でのフィフティー・フィフティーでやる必要は全くないのですが、あまりにも偏りがあるとデータとしてどうかということもありますので、本実験ではどのように考えていらっしゃるかを教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。まず、1つ目の手すりの有効性についてどのように考えているかということですが、スライドの17ページで示させていただいたのですが、現行指導基準というものは、こちらは今回資料を用意していなかったのですが、縦2.4メートル、横5メートルの小さいブロックで細かく手すりを設置するのが現行の指導基準になっています。この細かい基準については、細かいブロックの場合の手すりの設置については必要ないと考えています。ただ、一定の有効性が見られるので、150人とか、そういった一定の人数以上になっていった場合にはある程度避難による人の集中を避ける等の目的のために避難手すりを設置させていこうということで考えています。

もう1つの男女差については、これもご指摘のとおりだと考えています。本実験については同じ受託者をお願いしている関係上、男女比を極端にというか、大きく改善することがなかなか難しいのが現状です。今、委員の先生方にもご協力いただきながら男性の人数を増やすよう鋭意努力をしているところで、というところで今回の回答とさせていただければと思います。

【委員】

分かりました。もちろん努力されているということも非常に分かりますし、せっかく女性が集まっているところを排除する必要は全くないのですが、ただ、今後男性が一気に増えてということも考えにくいので、その場合、説明ですよね。これ、一般化はできなくはないのだというところの説明の理屈といますか、そこら辺も考えておかれたほうがよろしいかと思った次第です。以上です、よろしくお願いします。

【庁内関係者】

ありがとうございました。

【議長】

ほか、何かご質問等ございますか。

【委員】

手すりの設置に関しては避難時の集中やパニックを防止することが1つの目的だと思うので、今手すりの有効性のある程度感じている方々の回答の中身を分析し、今回の予備実験及び次回の実験におけるアンケート調査などで、こういったときに手すりがあったほうがよかったとか、逆に危険を感じたときはこういったときだったのかという点を分析すると、手すりの必要性につながると思いました。

それから、手すりにつかまった人の有無は質問されていますか。

【事務局】

そのアンケートは取ってはいないのですが、映像で確認はできるかとは思いますが。

【委員】

手すりにつかまってしまう状況が起きる場合、その理由と、手すりがあったほうがよかったのか、つかまることによって逆に押されてしまっていて危険になっているのかなどを確認することで、安全策につながると思いますので、意見として申し上げます。

以上です。ありがとうございます。

【事務局】

ありがとうございます。参考とさせていただきます。

【議長】

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

私から資料3の13枚目からアンケートの結果がまとめられているのですが、これは自由記述ですよ。例えば、一番上の二重丸で「手すりの有無で、避難のしやすさ」という表現があります。例えば2つ目の二重丸で「避難の妨げになると感じた」とあるのですが、実際に、自由記述をされた方が「避難のしやすさに差が出るように感じた」、あるいは「避難の妨げになる」という「妨げ」という言葉が使われていたのですか。自由記述なので、いろいろな人によっては表現がバラバラだと思います。それを要約する上で、カテゴリーを分けるためにこういう表現で事務局なり委員のメンバーの方が、まとめたということではよろしいでしょうか。

【事務局】

そうですね。要約的にまとめております。

【議長】

例えば「避難の妨げ」といったときにどういう意味があるのかと考えたときに、出口まで直線で行きたいが、手すりがあるので妨げであると感じ、それが「避難の妨げ」という表現につながっているのか、あるいは手すりがあることによって転びそうになるなど、そういう意味での妨げになるのかとか、「妨げ」でも、いろいろな意味があると思うのです。

例えば直線的に行く・行かないというのは群衆の出口付近での集まり具合というのを、場合によっては少し時間差を設けた方が場合によっては円滑に避難可能になるかもしれない。避難する時間は、短いほうがいいのだけれども、ある程度そういうスムーズにいくことによって避難可能な時間が危険になる時間より余裕があるようであれば、それは手すりがあってもいいのではないかという話にもなるかもしれません。こういった自由記述をまとめるときの表現というのが、記述の仕方によって、被験者の考えと解釈が変わる可能性があるかもしれません。その点については、委員のメンバーの方々を含めながらご議論いただいてもよろしいかと思います。

【事務局】

今回どのくらい同じような考え方の人がいらっしゃるのかということを重視した形でまとめてしまった

ので、ご意見は参考させていただきながら今後のあり方に反映させていただきたいと思います。

【議長】

貴重な結果だと思いますので、うまく今後にも生かせるようにしていただければと思います。

ほかに何かございますでしょうか。いかがでしょうか。

一応、これで一通りご用意いただいた資料1から3までのご説明は終わったのですが、全体を通して何か言い忘れたこと等ございましたら、ご発言いただければと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

特にないようであれば、進行は事務局にお返しします。

【事務局】

ご審議ありがとうございました。今日ご指摘いただいた内容は、今後の調査に反映します。

今後の会議の計画になるのですが、1枚スライドをお示しします。

今日はこの1月の小部会2のところになっています。

前回の10月の部会ของときには1月か2月ぐらいに部会をやらせていただきたいというお話で進めていたのですが、その前に小部会をもう一回開催させていただきまして、今日報告させていただいたヒアリング、実態調査が残り半数が終わりの予定のあたりで小部会3回を開催させていただいて、そこで一度課題等についてまとめて、3月に年度取りまとめという形になるでしょうか、親部会を3月に開催させていただく、そんな形で進めてさせていただきたいと思います。

こちら部会の会員の皆様にもお諮りして進めていきますので、近日中に、まず小部会3回の日程のお伺いと併せて部会3回の日程のお伺いを連絡させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、以上をもちまして、火災予防審議会人命安全対策部会小部会、第2回を終了します。本日はありがとうございました。